

徳島県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年十月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス藍住西店

板野郡藍住町東中富字長江傍示七二番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第二百四十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により藍住町から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

周辺近隣に、室外機や排気口などによる騒音・低周波等の公害が生じないよう配慮されたい。

近隣住民から、苦情が寄せられた場合は、適切な対策を講じていただきたい。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十月八日から同年十一月八日まで